

## Go To Eat キャンペーン事業に関するQ & A

令和2年 ~~10-9~~月 ~~2330~~日

農林水産省

公募説明会での質疑を踏まえ、Q & Aを整理いたしました。内容をご確認いただき、本事業への提案のご検討をお願いいたします。

### 【食事券発行委託事業】

Q 1 テイクアウト・デリバリーは食事券の対象となりますか。

(仕様書(1)【共通】、(2)④関係)

A. 登録飲食店が自ら行うテイクアウト・デリバリーを対象とすることはできます。

なお、「持ち帰りすし」、「持ち帰り弁当」、「宅配ピザ」等の「持ち帰り・配達飲食サービス業」は、そもそも本事業の対象外です。

Q 2 仕様書(6)①に「参加を希望する飲食店を広く募る」とあり、②に「・・・は基本手数料(固定費)を無料とすること」とありますが、商工会等の会員でない企業も対象飲食店に含めるのですか。

A. そのとおりです。商工会等が管轄している地域の非加盟の飲食店から申請があった場合には、手数料なしで、食事券の登録飲食店として扱うこととしてください。なお、飲食店を商工会等の会員にする必要はありません。

Q 3 食事券の発行にあたり、独自のプレミアム分を上乗せすることは可能ですか。

A. 上乗せすることは可能です。その場合、給付金については、独自のプレミアム分と明確に区分経理してください。また、委託費についても、プレミアム額の比率に応じた経費を按分するなど合理的な方法により算出して、区分経理してください。

Q 4 飲食店の参加条件に応募要領別紙様式第5号による暴力団排除に関する誓約事項の同意は必要ですか。

A. 応募要領別紙様式第5号による暴力団排除に関する誓約事項の同意は、国と契約することとなる可能性のある応募者に対しての条件です。

Q 5 振込手数料は委託費から支払うことが可能ですか。また、借入金の利息を計上することは可能ですか。

A. 振込手数料は、委託費から支払い可能です。

なお、借り入れた資金に係る利息については、委託費から支払うことができません。

Q 6 都道府県事務局型、都道府県コンソーシアム型で参加した民間事業者(地域商社、旅行会社、印刷会社、金融機関など)は、他の都道府県での事業への参加は可能ですか。

A. 可能です。

Q7 実施体制について、仕様書3(1)【都道府県事務局型】の③にある「商工会議所、商工会又は商店街振興組合に、食事券発行事業を実施させることとする」とは、どのように解釈すればいいのですか。

A. 食事券発行事業には、食事券の印刷・発行、加盟店登録、販売、回収、飲食店への振込などの業務がありますが、これらのほとんどを商工会等が担うこととしても構いませんし、受託者（地域商社、旅行会社、印刷会社、金融機関などの民間事業者）が担い、商工会等は、飲食店への周知・呼びかけを分担するなど、事務負担を極力小さくした形での参加であっても構いません。

Q8 委託費の割合が20%上限とは、どのような意味ですか。また、事務委託費には、何を計上できますか。

A. 上限20%の考え方は、以下のとおりです。

事務費の上限20% = 事務費 / (給付金 + 事務費)

（例えば、額面50億円の食事券を発行する場合、  
給付金は10億円、事務費の上限は2.5億円  
総事業費は12.5億円。）

事務委託費には、食事券の印刷費、食事券の周知広報費、人件費、銀行の振込手数料・換金手数料、警備に係る経費、一般管理費などを計上可能です。

Q9 一般管理費は、何%計上可能ですか。

A. 10%まで計上可能です。Q8の例では、最大で2,500万円です。

Q10 食事券は、県内でのみ使用できるものとする必要がありますか。

A. 県内の加盟飲食店のみで使用できるものとする必要があります。

Q11 食事券の発行は、県域全体をカバーする必要がありますか。市町村単位で、カバーしない地域が出て構わないですか。

A. 商工会議所、商工会を取りまとめて、県域全体となることが望ましいですが、参加しない商工会議所、商工会の地域がカバーされない可能性もあると考えています。

Q12 食事券の対象地域は、商工会等单位としても良いですか。

A. 受託者の提案により、商工会等单位としても構いません。

Q13 販売方法は、窓口販売とする必要がありますか。

A. 販売方法は、受託者が決められます。なお、電子による食事券の発行も、実績があれば可としており、その場合は、ネットでの販売が想定されます。

Q14 電子での発行の場合、おつりはどのように考えればいいですか。また、500円券や1,000円券という概念はどうなりますか。

A. 電子の場合、1円単位での会計が可能ですので、おつりが出ないという規定は考慮する必要はありません。また、500円券や1,000円券にする必要はありません。

Q15 電子の場合、どのように購入制限をするのですか。

A. 紙の食事券の場合、1人1回当たり2万円までの購入制限を課していただくこととしておりますので、電子の場合も、買占めが起こらないよう制限を課すよう、ご提案してください。

Q16 どのような業務が再委託となるのでしょうか。

例えば、食事券の印刷を印刷会社に発注することは、再委託になりますか。

A. 受託者自らが行うべき業務の全部又は一部を他者に行わせる場合は、再委託になります。ご指摘の食事券の印刷の場合は、受託者が仕様の決定権を持ち、印刷会社に印刷のみを行わせるのであれば、再委託とはなりません。受託者自らが行うべき仕様までを印刷会社に依頼して行う場合は、再委託となります。

Q17 応募要領では「事業の対象となる飲食店は、風俗営業法第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」を営む飲食店を除く」と書かれているが、同法の許可を保有している飲食店が、実際には、接待をして客に飲食をさせていなくてもこの事業の対象にはなれないのでしょうか。

A. 風俗営業法の許可を保有している飲食店であっても、同店が、臨時に外から呼んできた者のみに接待をさせる営業を営んでおり、かつ、キャンペーンに参加している間は食事券の利用者かどうかに関わらず利用客に対して接待飲食等営業を営まない店である場合には、本事業の対象として扱っても構いません。

#### 【オンライン飲食予約委託事業】

Q1 オンライン飲食予約委託事業において、テイクアウト、デリバリー、ケータリングはポイント付与の対象となるのですか。

A. オンライン飲食予約委託事業では、飲食店を予約・来店し、店内で食事をしていただいた場合に、ポイント付与することとしており、テイクアウト、デリバリー、ケータリングは、ポイント付与の対象外となります。

Q2 テイクアウトにポイントは使えますか。

A. システム上利用可能な場合には、使えます。

Q3 公募要領P24に「目標利用人数が同時期の利用実績人数の〇倍以下」とありますが、「目標利用人数」と「利用実績人数」とは、予約人数ですか、それとも、ポイント利用人数ですか。

A. 目標利用人数と利用実績人数は、いずれも予約人数です。

Q4 公募要領P7【提案事項等の定義】に「予約サイトを通じて予約来店する人数」とありますが、電話予約及びネット予約人数ですか、それとも、ネット予約人数のみですか。

A. ネット予約人数のみです。

【共通】

Q 1 Go To Eat キャンペーンを利用して飲食した場合、国による支援額（購入した食事券のプレミアム分 25%、オンライン飲食予約サイトにより付与される一人当たり 500 円又は 1,000 円分のポイント）は、消費者個人の所得税の課税対象になるのか。

A. Go To Eat キャンペーンでは、地域の登録飲食店で使えるプレミアム付食事券を販売し、その際、購入者に対して、購入額の 25%分のプレミアムを給付します。また、オンライン飲食予約サイトを通じた飲食予約の後、実際に来店・飲食した場合に、予約者に対して、次回以降の飲食で使える一人当たり 500 円又は 1,000 円分のポイントを給付します。これらの給付は税務上、消費者個人の一時所得として所得税の課税対象となります。

ただし、課税対象になるとはいえ、一時所得については、所得金額の計算上、50 万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得（懸賞や福引きの賞金品や競馬や競輪の払戻金等※）とされる金額と Go To Eat キャンペーンによる給付額との合計額が年間 50 万円を超えない限り、消費者個人の課税所得は生じません。

※ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1490.htm>